

株式投資信託の分配金について

1. 分配金に対する税率の軽減

公募株式投資信託の分配金に対する源泉徴収税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）と大幅に軽減されます（平成20年4月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。

また、中途解約時又は償還時の価額と元本との差益についても、分配金として税率が10%に軽減されます。

○公募外国株式投資信託の分配金及び差益についても税率が10%に軽減されます。

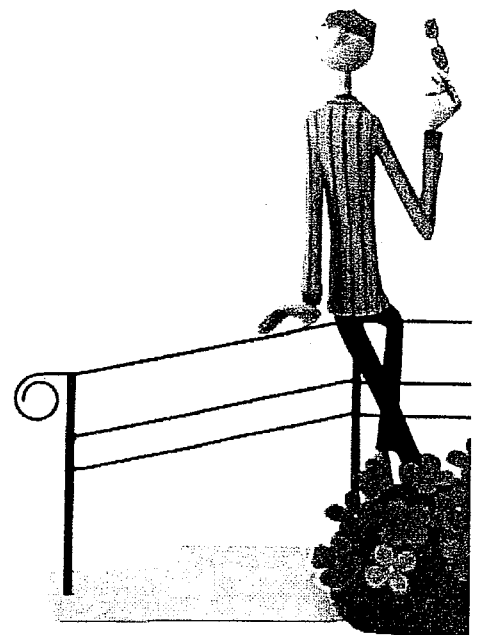
○分配金等の額にかかわらず、申告不要となります。ただし、確定申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）が選択できます。

○対象となる公募株式投資信託には株式組入れ比率などの制限はありません。

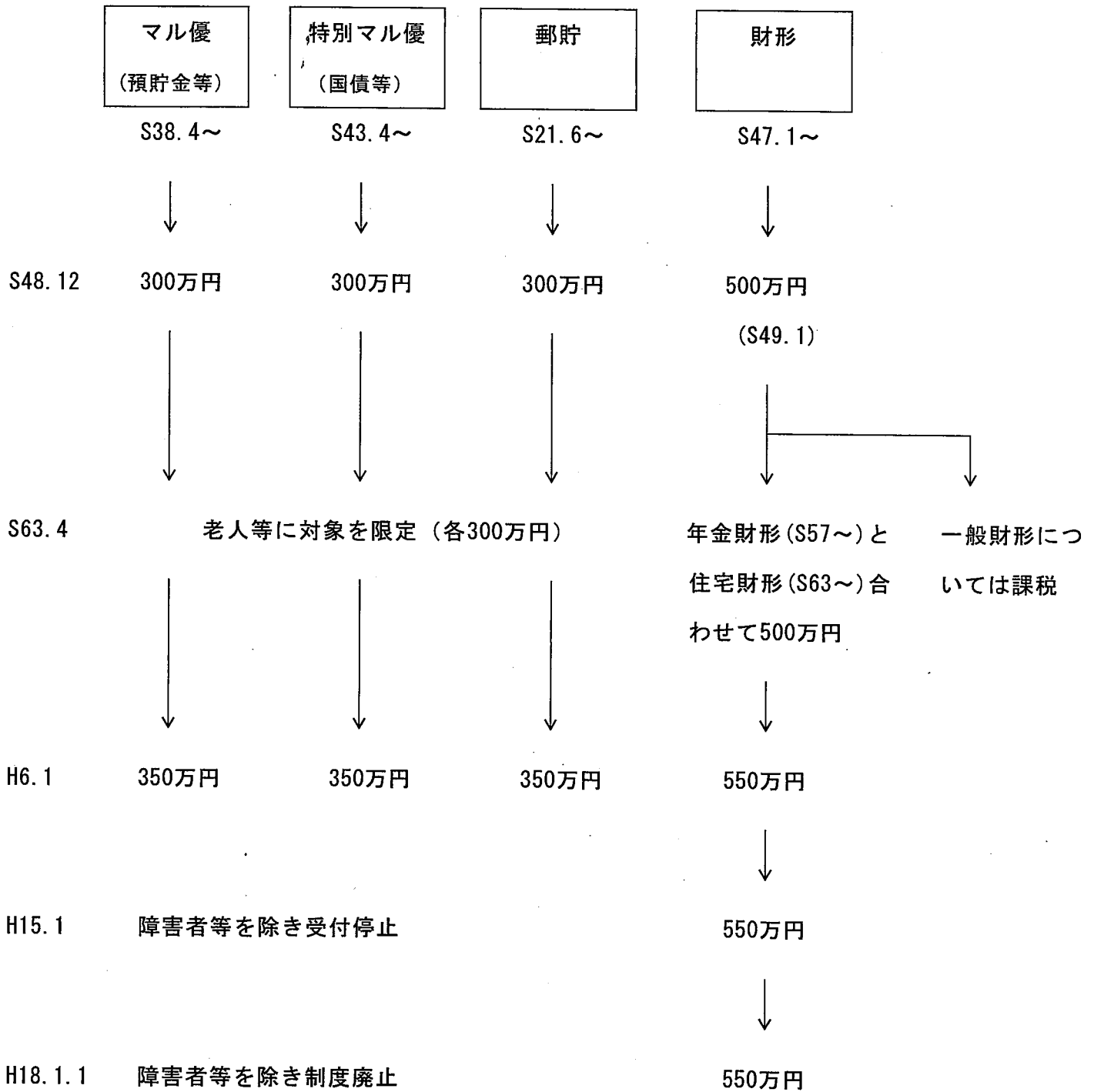
2. 解約（償還）損と株式売買益が通算可能

確定申告をすれば、平成16年1月1日以降、中途解約時又は信託期間終了時の価額と元本との差損は、株式売買益と通算が可能になります。

○解約（償還）損の翌年への繰越しはできません。



○ マル優制度等（少額貯蓄非課税制度等）の変遷



(備考)

「老人等」とは、65歳以上の者、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている妻をいう。

政府税制調査会の「平成17年度の税制改正に関する答申」

(平成16年11月) (抄)

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(4) 金融所得課税の一体化

近年において、少子・高齢化の進展などから貯蓄率が顕著な低下傾向を示す中、経済の活力を維持するためには、現存する金融資産の効率的な活用が鍵となっている。こうした状況を踏まえ、金融小委員会においては、本年6月、金融所得課税の一体化に係る基本的な考え方をとりまとめ、金融・証券税制の一層の簡素化や一般個人の投資リスク軽減に向けての道筋を示したところである。

今後、各種の金融所得の損益通算の範囲の拡大にあたっては、投資家の混乱を引き起こさぬよう制度改変の手順に留意する必要がある。また、その際、金融番号制度の導入は不可欠である。所要のシステム構築といった面にも十分配慮しながら、金融所得課税の一体化を具体的に進めていくべきである。

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要

(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・ 少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・ 家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- ⇒ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・ 金融商品間の課税の中立性
- ・ 簡素で分かりやすい税制
- ・ 一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ① 大口以外の上場株式の配当、公募株投の収益分配金(現行:原則総合課税)
- ② 公社債、公社債投信の譲渡益(現行:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)
- ③ 外貨預金の為替差益(現行:総合課税(雑所得))
- ④ 金融所得類似の保険収益(現行:総合課税(一時所得/雑所得))

II 損益通算の範囲の拡大

- ・ 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応じて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当
- ・ ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

- ① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益
(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)
- ② 上場株式の配当と譲渡損失、公募株投の収益分配金と譲渡損失
(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)

③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

納税環境の整備

- ・ 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。
- ・ 番号制度は、損益通算の適用を受けようとする者が番号を利用するという選択制とすることが考えられる。

「金融所得課税の一体化」への取組み

1. 課税方式の均衡化

(1) 公社債・公社債投資信託の譲渡益

非課税（譲渡損失はないものとみなす）→20%申告分離課税
（※支払調書発行まで含めた発行者・金融機関のシステム構築）

(2) 上場株式（大口以外）の配当・公募株投の収益分配金

原則総合課税→20%申告分離課税
（※負債利子控除・配当控除の取扱い）

(3) 利子所得

20%源泉分離課税→（損益通算を適用しようとする者について）20%申告分離課税
（※支払調書制度の整備）

(4) 外貨預金の為替差益

総合課税（雑所得）→20%申告分離課税
（※支払調書（預入時・払出し時の為替レートを明示）制度の整備）

(5) 金融所得類似の保険収益

一時所得・雑所得→20%申告分離課税

2. 損益通算

(1) 金融番号

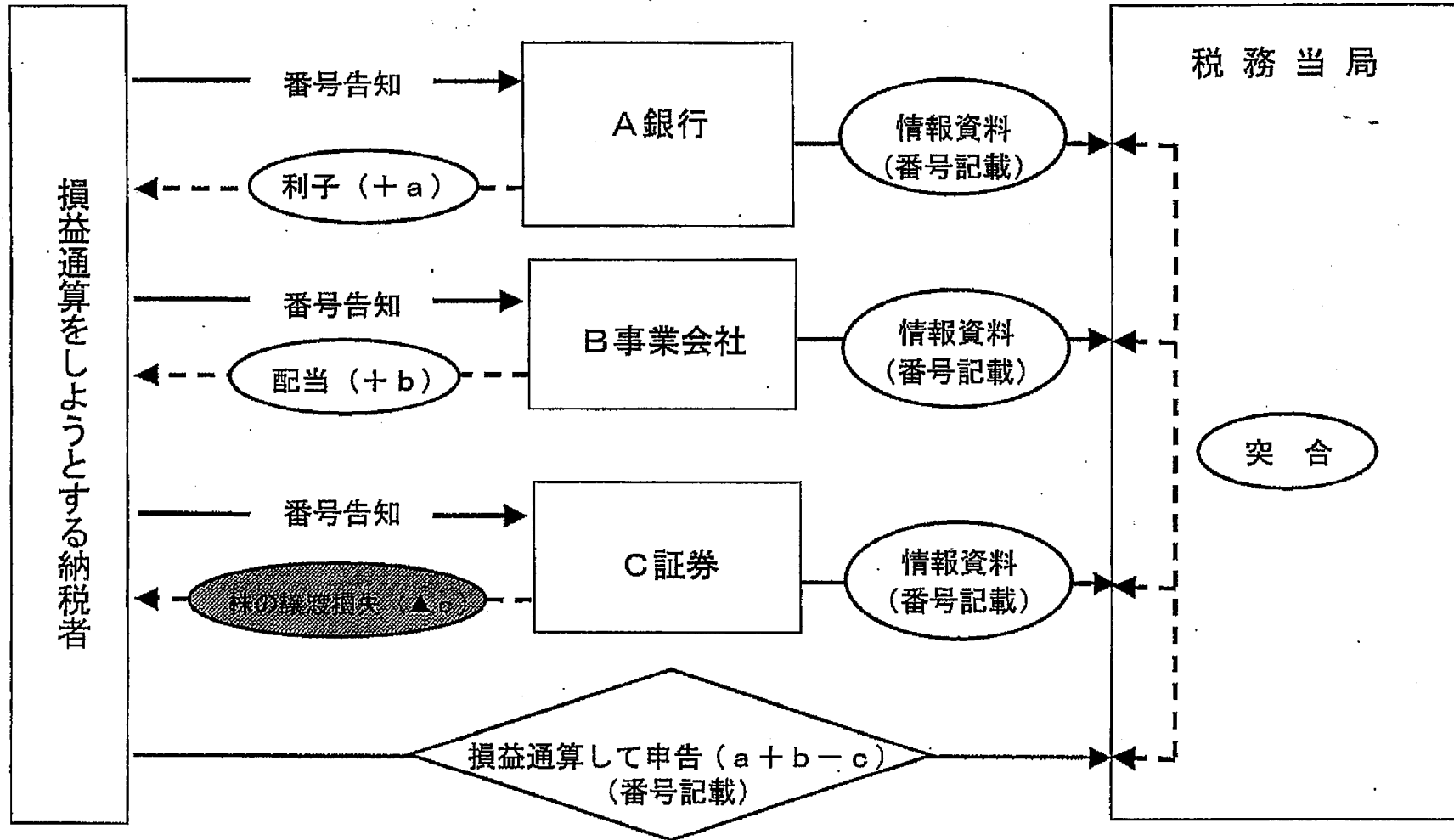
(イメージ)

- ①納税者の申請に応じ、税務当局が付番
- ②取引時の本人確認（納税者が金融機関等に対して番号を告知）
- ③金融機関等から税務当局に対し、番号記載の情報資料を提出
- ④納税者が申告書（番号記載）を提出
- ⑤税務当局により、情報資料（③）と申告書（④）の内容をマッチング
- ⑥個人情報保護制度について検討

(2) 限度額

損益通算の限度額を年間〇万円に設定

「貯蓄から投資へ」の流れを更に進め、納税者の利便性を更に高めるため、金融所得間の損益通算を行う者のための金融所得に限定した選択制の番号制度（いわゆる金融番号）について検討中。



金融所得課税の一体化についての基本的考え方

金融・証券税制については、近年、株式譲渡益課税の申告分離課税への一本化及び軽減・簡素化、特定口座制度の導入、配当課税の軽減・簡素化、株式投資信託課税の見直し等の広範な改正が行われてきた。

この流れの中で、税制調査会は、平成15年6月の中期答申（「少子・高齢社会における税制のあり方」）において、今後、金融所得課税をできる限り一体化することを目指すべきであるとの方角を示した。当小委員会は、この中期答申を受け、平成15年10月から検討を行ってきたが、今般、金融所得課税の一体化についての基本的な考え方を理論的に整理し、総会に報告することとした。今後、本報告で示した基本的な考え方をもとに、実務面を踏まえた検討を進めていく必要がある。

一 金融所得課税一体化の意義

(1) 背景・内容

我が国ではこれまで高い貯蓄率の下、潤沢な家計金融資産のストックが築き上げられてきた。しかし、少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示している。今後の人口減少社会においては、貯蓄率の反転上昇による金融資産の増加を期待することは難しく、むしろ現存する金融資産を効率的に活用することこそが、経済の活力を維持するための鍵である。一方、従来、我が国においては、家計金融資産の大宗は預貯金であり、株式や株式投資信託の占める割合は、主要諸外国に比べても低くなっている。

こうした状況の下において、「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきている。金融・証券税制についても、いわゆるプロの投資家だけでなく、今まで「貯蓄」を中心に資産運用を行っていた一般の個人にとって、より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請がある。

まず、金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請される。また、一般の個人投資家が、投資判断を行うためには、簡素でわかりやすい税制であることが求められる。さらに、これまで株式投資になじみのない一般の個人投資家が投資を行いやすくするためには、投資リスクの軽減を図ることも必要である。

このような観点から、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要である。その具体的内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点がある。金融商品間の課税の中立性・簡素性の観点からは、特に新しい金融商品を開発し所得の発生・実現時

点を操作することなどにより、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することも可能になっている状況の下、課税方式の均衡化をできる限り図り、所得分類の違いによる税負担の違いを小さくしていくことが適当である。

(2) 税制論からみた位置付け

我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得課税の一体化は、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである。

金融所得課税の一体化は、二元的所得税論の立場から主張されることもある。北欧諸国が二元的所得税を導入した際の、課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保などの問題意識は我が国の税制を考えるに当たっても重要な点である。他方、北欧諸国の二元的所得税においては、資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率は同水準に設定されているが、勤労所得の最低税率が30%前後と我が国に比べ著しく高い水準にあるなど、税率構造が我が国と著しく異なる。また、二元的所得税を導入するとすれば、あらゆる種類の所得(事業所得、雑所得、一時所得、不動産所得等)を資本所得と勤労所得とに二分することが必要となる。資産の中でも、土地等については、帰属地代・家賃に課税できないという問題のほか、我が国では公共性のある資産という土地基本法上の位置付けを踏まえて特別の税制上の取扱いがなされており、税制上、金融商品とは異なる面もある。こうしたことから、所得税制全体のあり方として、北欧型の二元的所得税については、今後、我が国の経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

二 金融所得課税一体化の具体的内容

1. 課税方式

(1) 配当所得

配当所得については、事業参加性のある所得であることを踏まえ、総合課税を基本としつつ、納税者の事務負担に配慮して所得税の少額配当申告不要制度を設けてきた。平成15年度税制改正において、大口以外の上場株式の配当及び公募株式投資信託の収益分配金について、一般投資家にとってみれば事業参加性のある所得というよりも他の金融所得と同様の金融商品から生ずる所得であるという点に着目し、上限なしの申告不要制度が導入された。なお、配当所得については、法人税との調整のための配当控除や、株式を取得するための負債利子控除が設けられている。

配当所得について、一般投資家の金融所得という性格に着目すれば、他の金融所得との中立性の観点から、20%の税率による分離課税とすることが考えられる。ただし、大口株主については事業参加的側面が強いことから、その配当を金融所得として課税することは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税を維持すべきである。